

愛知県建設局・都市・交通局・建築局共同企業体取扱要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の施工に際して、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設共同企業体

県内建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

(2) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体

第2章 経常建設共同企業体

(入札参加資格)

第3条 経常建設共同企業体（以下、この章において「企業体」という。）が建設工事の競争入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を受け、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿に登録されなければならない。

2 前項の登録は、別表に掲げる建設業の種類ごとに行う。

3 第1項の登録は、定時受付分については隔年度ごとに、随時受付分については必要な都度行う。ただし、他の法令に定めがあるとき又は知事が必要と認めたときは、この限りでない。

(登録の申請手続き)

第4条 前条の登録を受けようとする企業体は、次に掲げる事項を記載した申請書、企業体の結成及び運営等についての協定書（様式第1）及び企業体の入札、見積及び契約締結等の権限についての委任状（様式第2）を知事に提出しなければならない。

(1) 企業体の名称

(2) 企業体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名

(3) 登録を受けようとする建設業の種類

2 知事は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

3 知事は、前条の登録の申請があったときは、その内容について審査する。

4 第1項の登録に必要な申請の方法等は、愛知県公報で告示する。

(構成員の資格)

第5条 企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請をする建設業の種類（以下「登録業種」という。）について、建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格を有すること
- (2) 登録業種について、建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可（同条第3項に規定する許可の更新を申請している場合を含む。）を有してからの営業年数が申請日まで継続して5年以上あること
- (3) 申請日からさかのぼって2年間に登録業種に対応する工事について元請業者（発注者から直接工事を請け負う者をいう。以下、同じ。）としての実績を有すること
- (4) 登録業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存すること
- (5) 愛知県内に主たる営業所を有すること
- (6) 他の企業体の構成員でないこと
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと

(構成)

第6条 企業体の構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 登録業種のうち、第9条の規定により格付けを行うものにあつては、同一等級又は直近等級に属する者の組合せであること
- (2) 3者以内で構成されていること
- (3) 企業体の代表者は、登録業種が第9条の規定により格付けを行うものにあつては、構成員のうちで最上位等級に属する者の中から選定しなければならない。ただし、登録業種が第9条の規定により格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうち総合点数が最も高い者を代表者としなければならない。なお、登録業種が複数ある場合においては、原則として、当該登録業種に格付けを行うものを含む場合にあつては、構成員のうちで格付けが最上位である登録業種が最も多い者を選定するものとする。また、格付けを行わない業種のみである場合については、構成員のうちで総合点数が最高点である登録業種が最も多い者を代表者とするものとする。
- (4) 同一建設事務所管内に主たる営業所を有すること

(欠格要件)

第7条 企業体が次の各号の一に該当するときは、第3条の登録をしない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び同条第2項各号（第167条の11第

1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者であるとき

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。

(2) 申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

(出資比率)

第8条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(格付け)

第9条 企業体の格付けは、次項に定める総合点数をもとに、愛知県建設局・都市・交通局・建築局競争入札参加資格者の登録及び格付要領第7条に準じて行う。

2 総合点数は、別表のうち希望する工事の種類ごとに別に定める「経常建設共同企業体の資格を定める場合の総合点数の算定について」に基づき、成績評価点数と経営事項評価点数を合計したものとする。

(登録の有効期間)

第10条 第3条の登録は、同条第3項に規定する隔年度ごとに行った登録により新たな入札参加資格者が決定されたときは、その効力を失う。

(結果の通知)

第11条 知事は、第4条第3項の審査及び第9条の格付結果を申請者に通知する。

(申請内容の変更)

第12条 第3条の登録の申請をした企業体は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を文書で知事に届け出なければならない。

(解散)

第13条 企業体が協定期間内に解散したときは、その代表者であった者は、速やかにその旨を文書で知事に届け出なければならない。

(登録の取消又は資格の制限)

第14条 知事は、企業体が第7条各号及び次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は資格を制限する。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき

(2) 協定期間内に解散したとき

(3) 登録の取消又は資格の制限の申し出があったとき

(4) 構成員が入札参加資格を失い又は制限されたとき

(設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体の取扱い)

第15条 設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体については、第3条第1項及び第3項、第4条、第5条第1号、第6号及び第7号、第8条並びに第10条から前条までの規定を準用する。

第3章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第16条 特定建設工事共同企業体（以下、この章において「企業体」という。）に対して発注する工事は、大規模工事であって技術的難度の高い建設工事その他工事の規模、性格等に照らし企業体による施工が必要と認められる工事で建設局長、都市・交通局長又は建築局長が定めるものとする。

(企業体の募集)

第17条 企業体の募集は、次に掲げる事項を次条に規定する申請書の提出期限まで建設局土木部建設総務課及び各地方機関の所定の場所に掲示して行う。

- (1) 対象となる工事
- (2) 企業体の構成員の資格
- (3) 企業体の結成に関する事項
- (4) 入札参加資格審査申請の方法
- (5) その他必要な事項

(入札参加資格審査申請)

第18条 入札参加資格の審査を受けようとする企業体は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第3）、企業体の結成、運営等についての協定書（様式第4）及び企業体の入札、見積、契約締結等の権限についての委任状（様式第5）を知事に提出しなければならない。

- (1) 企業体の名称
- (2) 企業体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名
- (3) 対象工事名及び工事場所

2 知事は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

(構成員の資格)

第19条 企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格を有し、かつ、現に愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと
- (2) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと
- (3) 当該工事と同種の工事について、元請業者として一定の実績を有すること
- (4) 当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること

(5) 当該工事に対応する業種について、愛知県建設局・都市・交通局・建築局競争入札参加資格者の登録及び格付要領第6条第1号の総合点数が一定の数値以上であること。なお、地方公共団体の物品等の又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定に該当するものについては、建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値が一定の数値以上であること。

(6) 経常建設共同企業体でないこと

(7) 当該工事において、他の企業体の構成員でないこと

2 外国建設業者（平成6年6月8日付け建設省告示第1461号の附則の2に定めるものをいう。）については、前項第3号の「監理技術者又は国家資格を有する主任技術者」を「監理技術者又は国家資格を有する主任技術者及びこれらの者と同等以上の潜在能力があると国土交通大臣が認定した者」に読み替える。

3 第1項第3号の一定の実績及び同項第5号の一定の数値は、発注する工事ごとに建設局長、都市・交通局長又は建築局長が定める。

4 建設局長、都市・交通局長又は建築局長は、第1項に規定するもののほか、工事の規模、性格等に照らし必要と認めるときは、別に要件を定めることができる。

（企業体の結成）

第20条 企業体は、A等級2者又はA等級及びB等級の者の任意結成とする。ただし、建設局長、都市・交通局長又は建築局長が必要と認めるときは、A等級3者又はA等級2者及びB等級の者の任意結成とすることができる。また、特殊な大規模工事で建設局長、都市・交通局長又は建築局長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 企業体の代表者となる構成員は、A等級の者でなければならない。

（出資比率）

第21条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

2 企業体の代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

（入札参加資格者等の決定）

第22条 企業体の構成員の資格及び結成に関する事項並びに企業体の入札参加資格の有無は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札・指名審査会に諮り、建設局長、都市・交通局長又は建築局長が決定する。

（格付け）

第23条 企業体の格付けは、A等級とする。

（調査指導）

第24条 建設局長、都市・交通局長又は建築局長は、企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について、調査し、指導するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

	種 類
1	土 木 工 事 業
2	土木工事業のうちプレストレストコンクリート(PC)
3	建 築 工 事 業
4	と び ・ 土 工 工 事 業
5	電 気 工 事 業
6	管 工 事 業
7	鋼 構 造 物 工 事 業
8	舗 装 工 事 業
9	し ゅ ん せ つ 工 事 業
10	塗 装 工 事 業
11	防 水 工 事 業
12	内 装 仕 上 工 事 業
13	機 械 器 具 設 置 工 事 業
14	電 気 通 信 工 事 業
15	造 園 工 事 業
16	さ く 井 工 事 業
17	建 具 工 事 業
18	水 道 施 設 工 事 業
19	消 防 施 設 工 事 業
20	清 掃 施 設 工 事 業
21	解 体 工 事 業